

個人ばく露測定定着促進の支援（間接補助金）

令和7年度予算額 1.2億円

1 事業の目的

- 令和4年度の関連法令の改正による新たな化学物質管理規制については、令和6年度に全規定が施行となり、リスクアセスメント対象物を製造・使用する事業場においては、リスクアセスメントに基づき、当該リスクアセスメント対象物の労働者へのばく露をできる限り低減すること、濃度基準値が定められる物質については、濃度基準値以下とすることが義務となった。
- 個人ばく露測定は、法令で義務が課されていないが、リスクアセスメント＜※1＞の一環として技術上の指針＜※2＞等に基づき、実施されているところであり、**個人ばく露測定の定着・促進を図ることが、今後の労働災害の減少に大きく寄与する**ものである。
- このため、個人ばく露測定の普及定着を図るために、リスクの高い作業を行う中小事業事業者に対し、**リスクアセスメントの一環として実施する個人ばく露測定及び技術上の指針等に基づき適切な呼吸用保護具を選択するために実施するばく露測定に要する費用の一部を補助**する。

※1：労働安全衛生法第57条の3第1項に基づく危険性または有害性の調査。

※2：令和5年4月27日付け化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（技術上の指針公示第24号）

2 事業の概要・スキーム

